

## 地方行財政改革に関する政府の動き

- 地方行革について（H28.1 総務省資料等）
- 骨太方針 2015（H27.6）の概要
- H27.8 総務大臣通知（助言通知）の概要
- H28.4 経済財政諮問会議資料（地方行財政改革関係）

# 地方行革について

## <政府の取組>

### 【平成17～21年度】<集中改革プランの実施>

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定  
「今後の行革指針(H16.12)」 「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体に方針に基づく取組を要請  
「新地方行革指針」(H17.3) (集中改革プランの作成・公表の要請)  
「地方行革新指針」(H18.8) (更なる定員の純減、公会計整備等)

### 【平成22年度～】<自主的・主体的な行革の推進>

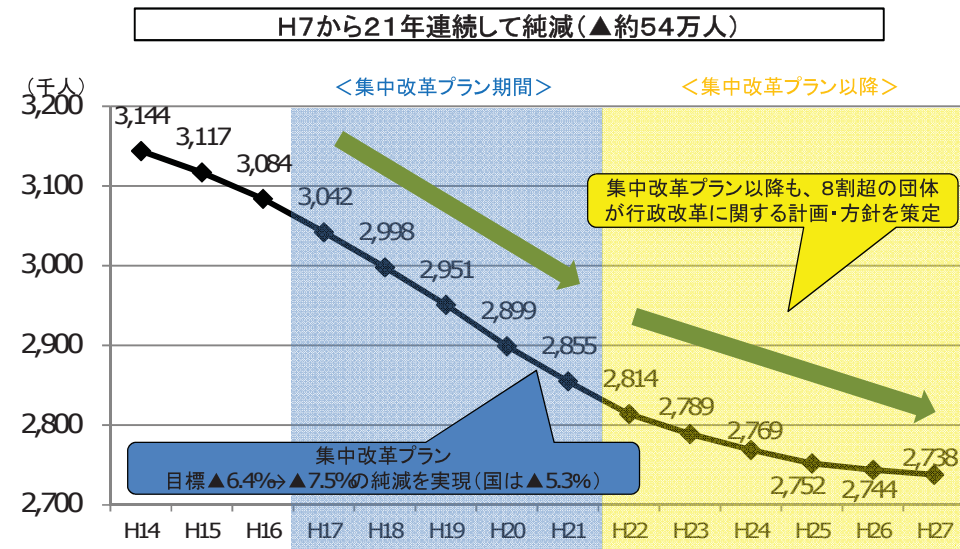
- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進  
(行政改革にかかる計画・方針を策定している地方公共団体の状況  
都道府県47団体(100%)、政令指定都市19団体(95%)、市区町村1,432団体(83%)が策定(平成26年10月1日時点))

### 【平成27年度～】<地方行政サービス改革の推進>

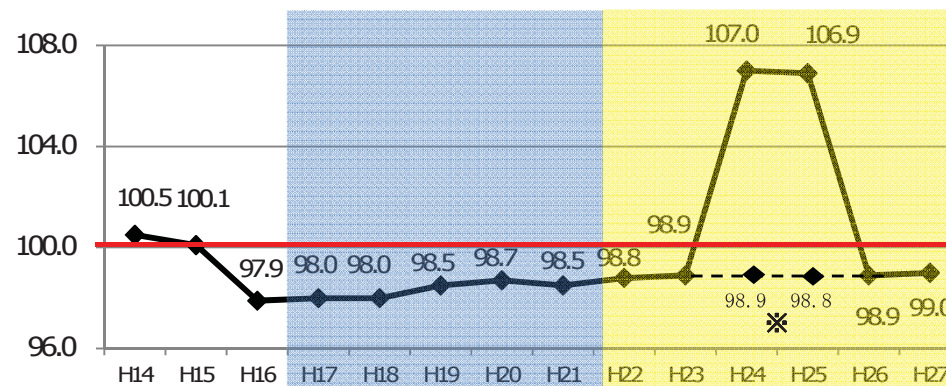
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請  
「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)  
(民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し、自治体情報システムのクラウド化の拡大等)
- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施
- 総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表

## <地方における職員数と給与水準の推移>

○地方公務員総数の推移



○ラスパイルス指数の推移



給与減額を要請していた平成25年7月1日現在の状況

- ・全地方公共団体平均 103.5
- ・国の要請を踏まえた減額等の実施団体平均 100.9

# 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(抄)

## 〈平成27年6月30日閣議決定〉

### 経済財政運営と改革の基本方針2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～

#### 第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

#### 4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

##### [I] 公的サービスの産業化

(多様な行政事務の外部委託、包括的民間委託等の推進)

- ・ 外部委託等が進んでいない分野のうち、市町村等で今も取組が遅れている分野を中心に適正な外部委託を加速する。さらに、これまで取組が進んでいない、窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務について、官民が協力して、大胆に適正な外部委託を拡大する。

##### [II] インセンティブ改革

(質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を2020年度までに全国展開)

- ・ BPR(Business Process Reengineering)等を通じて公共サービス業務の改善の優良事例を官民の協力で創出する。定量的な目標の下に進捗管理を行いながら、優良事例に関する情報開示を進め、全国展開を促す。

##### [III] 公共サービスのイノベーション

(公共サービスに関わる業務の簡素化・標準化)

- ・ 国はガイドラインを示すとともに、地方自治体にも計画的な取組を促し、国・地方自治体、民間企業等が協力し、計画期間中にITを活用した業務の簡素化・標準化を推進する。ITを活用した公共サービスの業務改革及び政府情報システムのクラウド化・統廃合等により、政府情報システムの運用コストの3割減を目指す。
- ・ マイナンバー制度を有効活用し、質の高い公共サービスを効率的に提供する優良事例を全国に展開する。

#### 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

##### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

- ・ (中略) **BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開**、公共サービスイノベーションにおける優良事例の全国展開を加速する。
- ・ 地方独立行政法人を含む地方においても効率的で質の高いサービスを提供するため、民間の大胆な活用の観点から市町村で取組が遅れている分野や窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務の適正な民間委託の取組の加速をはじめ、公共サービスの広域化、共助社会づくりなど幅広い取組を自ら進める。その際、**窓口業務のアウトソーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度(平成32年度)までに倍増させる。**
- ・ (中略) 業務改革を推進するため、**民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する。**

(IT化と業務改革)

国・地方(独立行政法人を含む。)を通じた横断的な取組として、行政のIT化に対する国民の信頼が確保されるよう、徹底したサイバーセキュリティ対策を講じつつ、マイナンバー制度の導入を突破口に更なるIT化と業務改革を図る。国においては、オンラインサービス改革、各府省庁の主要業務の効率化・省力化等の業務改革、政府情報システムのクラウド化・統廃合等に取り組む。また、政府情報システムの運用コスト低減を進める。地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る。

# 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（平成27年8月28日付け総務大臣通知）

## 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

### ○民間委託等の推進

- 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- 業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務の総量を確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

### ○指定管理者制度等の活用

- 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

### ○地方独立行政法人制度の活用

- 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

### ○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し

- 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。
- 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。

## 2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。
- 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。

## 3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

- 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。
- 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。

## 4 地方自治体の財政マネジメントの強化

### ○公共施設等総合管理計画の策定促進

- 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

### ○統一的な基準による地方公会計の整備促進

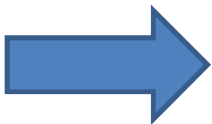
- 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

### ○公営企業会計の適用の推進

- 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

## 5 PPP/PFIの拡大

- 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットィングを図る。
- 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用の検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。



- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を **比較可能な形で公表**し、取組状況の **見える化**を実施。
- 総務省においては、これらの推進状況について **毎年度フォローアップ**し、その結果を広く公表。



## 地域経済の再生と財政健全化の両立

- 地域経済の好循環を確立する「ローカル・アベノミクス」を実行し、地域経済の再生と財政健全化の両立に引き続き取り組む。
- 地方団体が地方創生や一億総活躍社会の実現等の重要課題に取り組みつつ、必要な行政サービスを提供しながら安定的な財政運営を行えるよう、「経済・財政再生計画」に基づき地方の一般財源総額をしっかりと確保。経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。また、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を推進。
- 経済・財政一体改革を推進していくため、平成27年12月24日の経済財政諮問会議で決定された「経済・財政再生アクションプログラム」の改革工程表に沿って、地方行財政改革を着実に実施。
- このうち、トップランナー方式については、今国会において、導入に当たっての考え方等を説明した上で、その内容を盛り込んだ地方交付税法の改正法が、平成28年3月29日に成立。

### 1. 地方行政サービス改革

#### <これまでの取組>

民間委託等の業務改革の現状について、取組状況や今後の対応方針等を「見える化」し、比較可能な形で取りまとめ。

(平成28年3月25日公表「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査結果」)

#### <今後の予定>

「見える化」を実施する中で、毎年度ヒアリングを行い、課題やその課題への対応策についても把握。あわせて、民間委託に係る歳出効率化の成果について、業務改革モデルプロジェクトにおいて把握手法を検討・確立。

### 2. トップランナー方式

#### <これまでの取組>

トップランナー方式の導入の検討対象とした23業務のうち、できる限り多くの業務(16業務)について、平成28年度の基準財政需要額の算定から段階的に反映。

#### <今後の予定>

残る7業務について、課題等を検討し、平成29年度以降可能なものから導入。

### 3. 地方財政の全面的な「見える化」

#### <これまでの取組>

平成26年度決算より、投資的経費の内訳(新規整備・更新整備)を「見える化」。固定資産台帳も含めた統一的な基準による地方公会計の整備を要請するとともに、自治体の取組を支援。

#### <今後の予定>

決算情報について住民一人当たりコストの「見える化」を徹底するとともに、地方公会計を活用したストック情報を新たに公表し、地方財政の全面的な「見える化」を平成27年度決算から順次実施。

### 4. 公営企業、第三セクター等の経営改革

#### <これまでの取組>

公営企業会計適用の取組状況を地方団体別に公表。経営戦略策定ガイドラインを公表し、経営戦略の策定を集中的に推進。

#### <今後の予定>

公営企業会計適用の取組が遅れている団体が多い都道府県へヒアリングを実施するなど、取組を強力に推進。第三セクター等の財政的リスクを調査・公表し、経営改革の先進事例集を作成・公表。